

学校の適正配置について

【参考法令】

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 中学校については、第79条において準用。

※ この規定については昭和33年の省令改正により条文化。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※ 昭和33年制定。

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第三条第一項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

文 初 財 5 0 3 号
昭和31年11月17日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部事務次官

公立小・中学校の統合方策について

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

については、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方をお願いする。

なお、文部省においては、答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

公立小・中学校の統合方策についての答申（昭和31年11月15日）

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心であり精神的結合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運をあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

一 学校統合の基本方針について

- 1 国および地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゅうぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

二 学校統合の基準について

- 1 小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね一二学級ないし一八学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあっては、四キロメートル、中学校生徒にあっては六キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

三 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゅうぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行った学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ボート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

文 初 財 4 3 1 号
昭和 4 8 年 9 月 2 7 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長
文部省管理局長

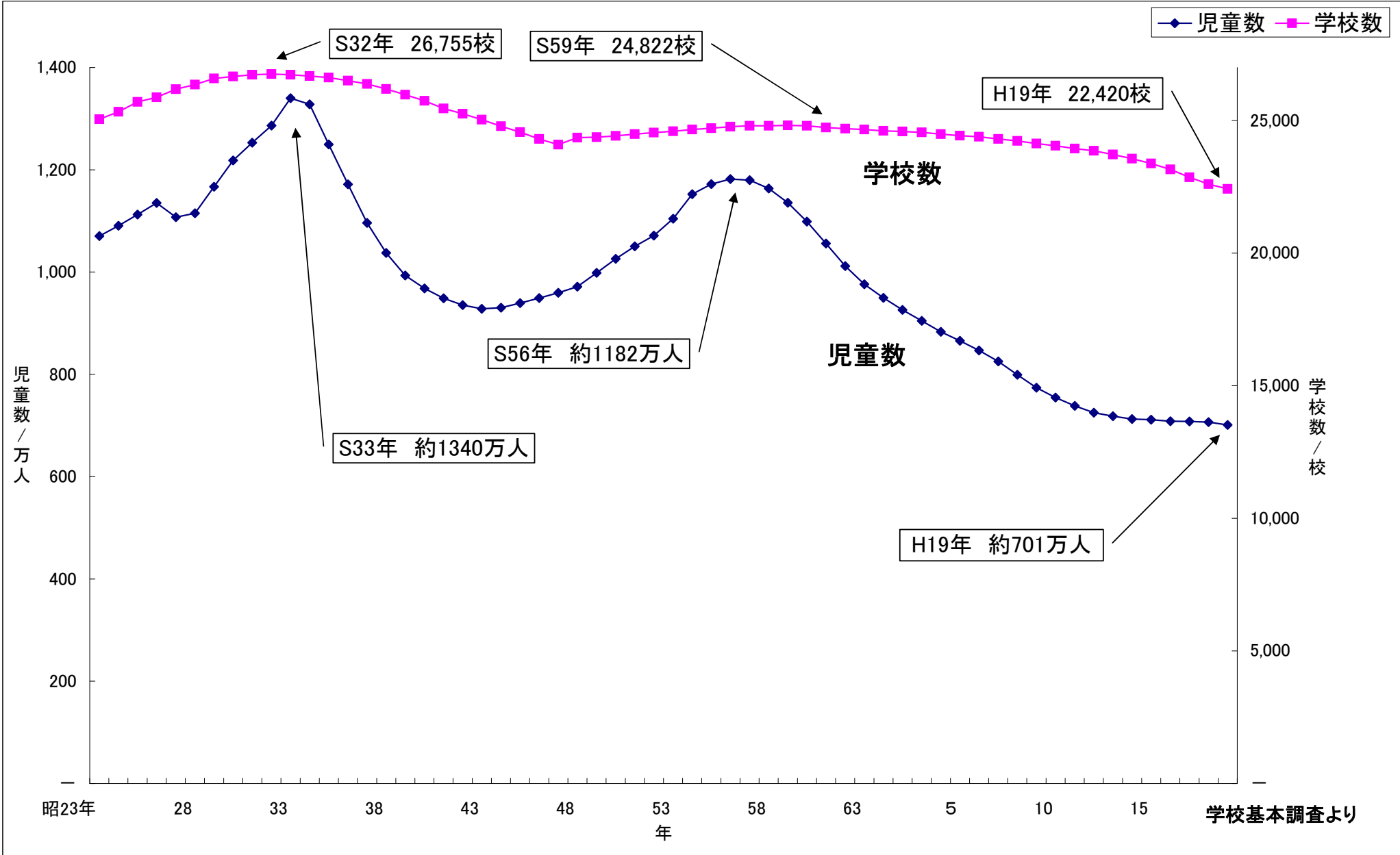
公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和三一年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和三一年一月一七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、教育委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところではありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

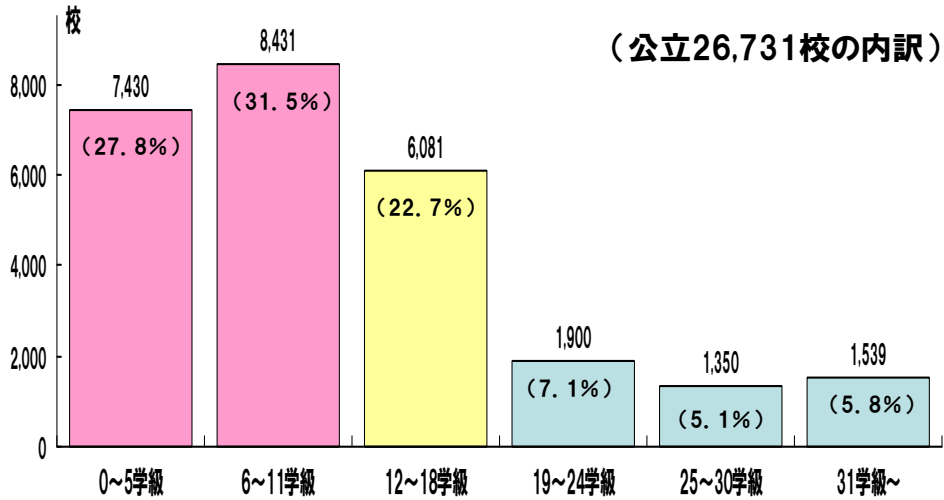
- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 ① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
② 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
③ 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

公立小学校児童数・学校数

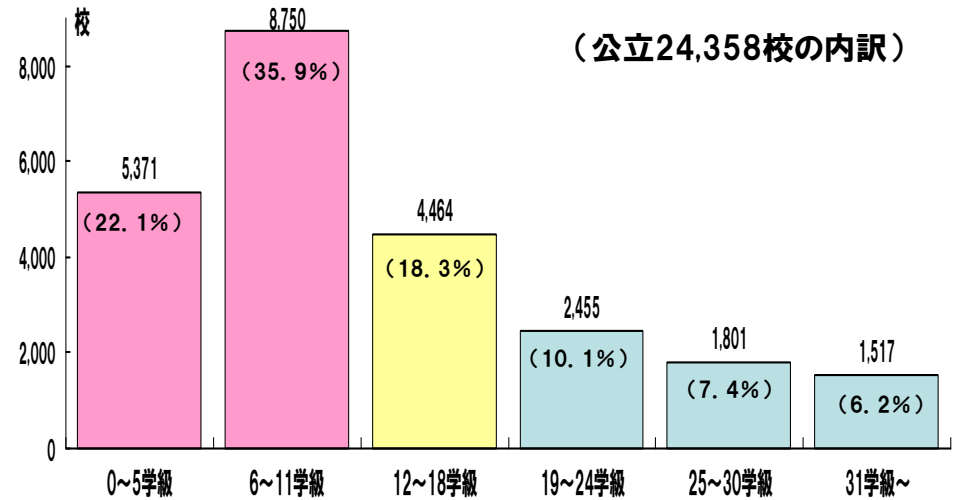


小学校学級数別学校数(公立)

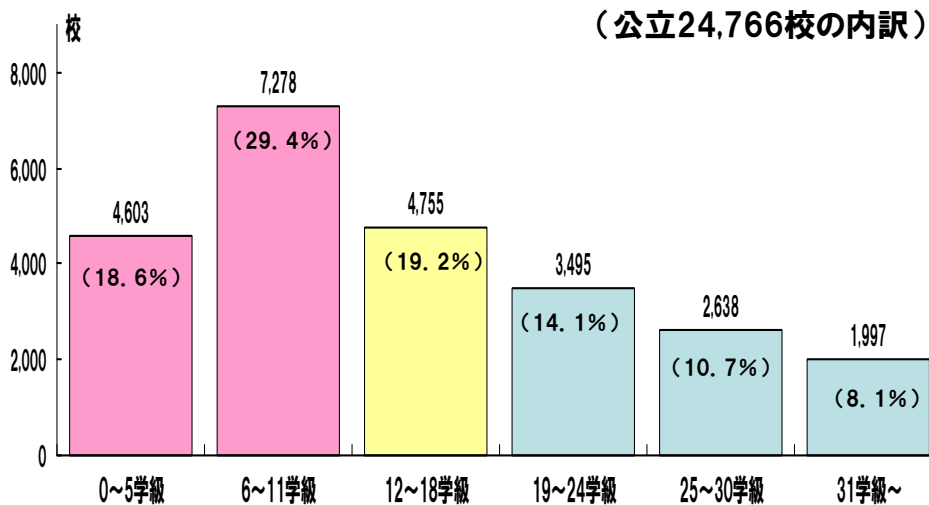
昭和33年度(第一次ベビーブームによる児童数のピーク)



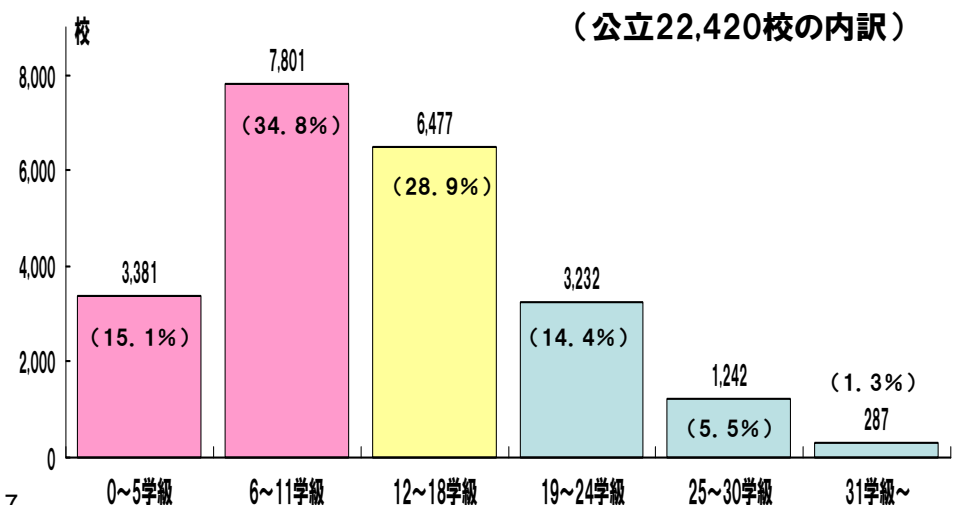
昭和48年度



昭和56年度(第2次ベビーブームによる児童数のピーク)



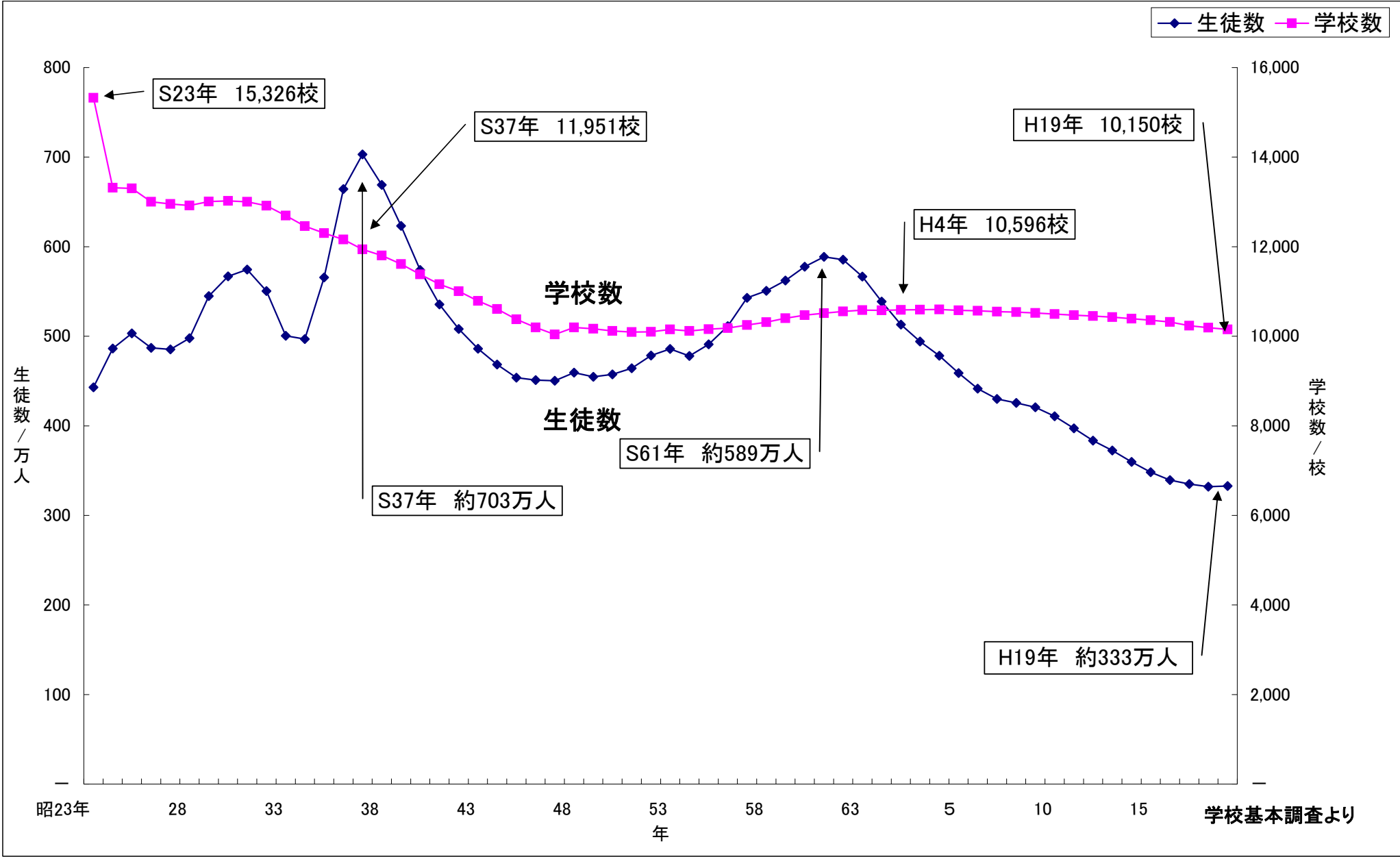
平成19年度



※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合

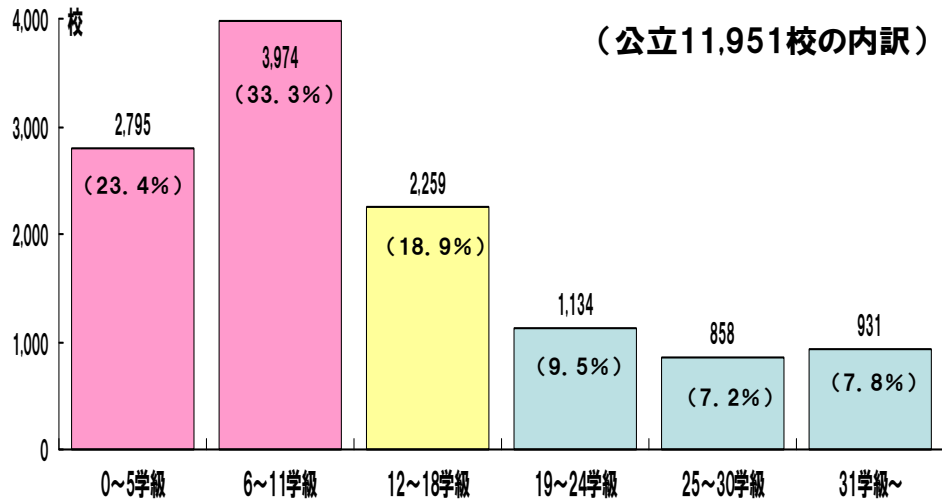
「学校基本調査」

公立中学校生徒数・学校数

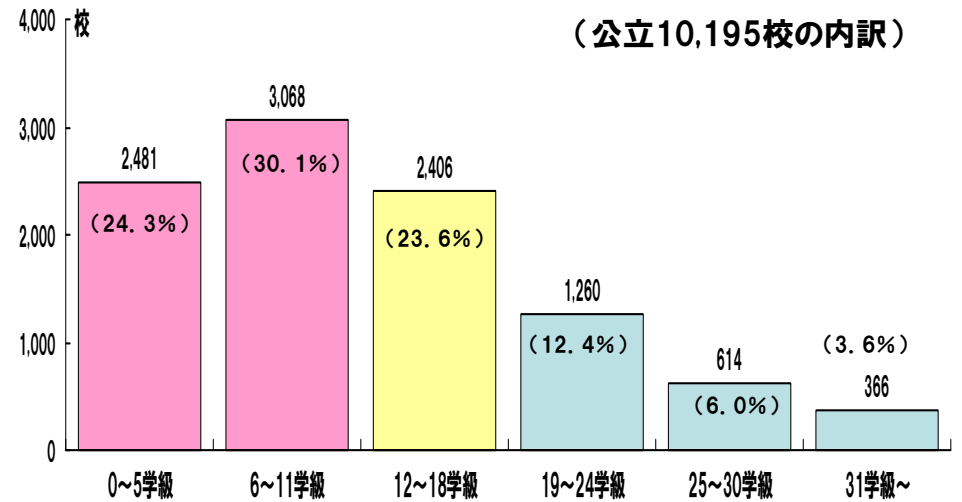


中学校学級数別学校数(公立)

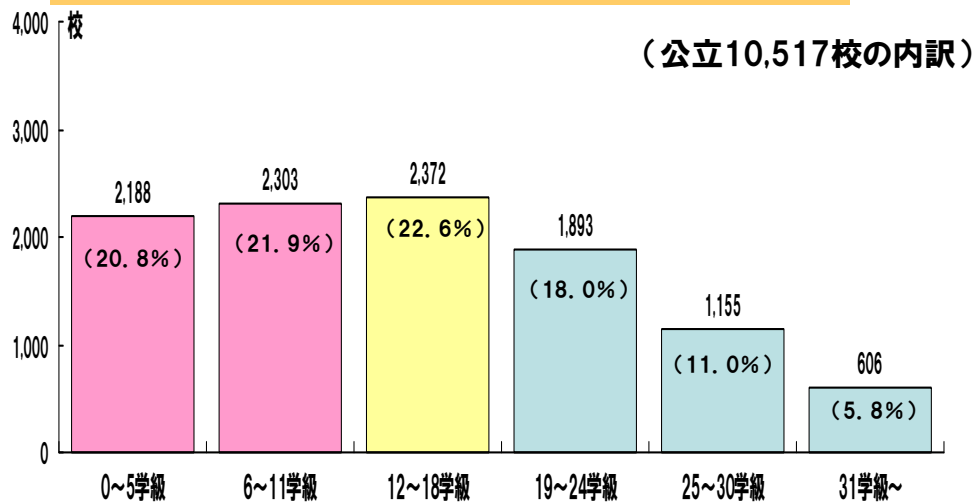
昭和37年度(第1次ベビーブームによる生徒数のピーク)



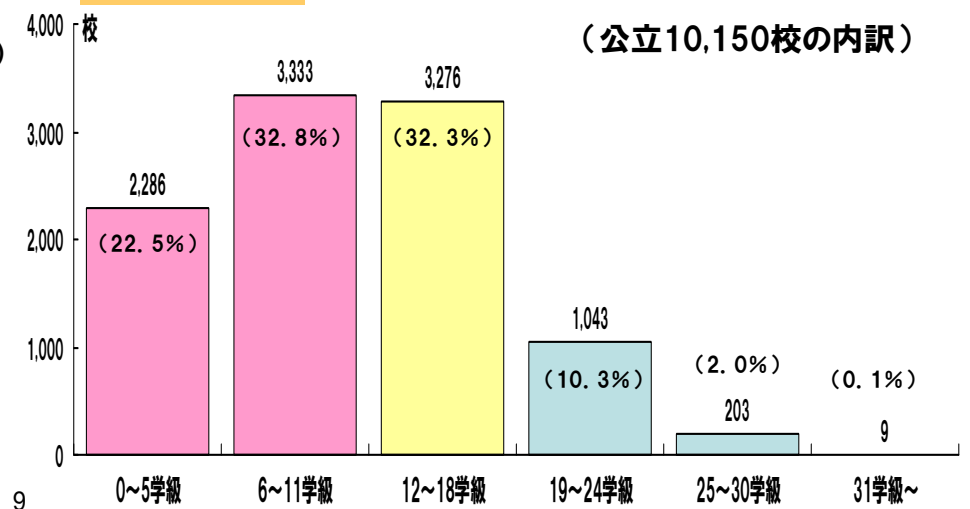
平成48年度



昭和61年度(第2次ベビーブームによる生徒数のピーク)



平成19年度

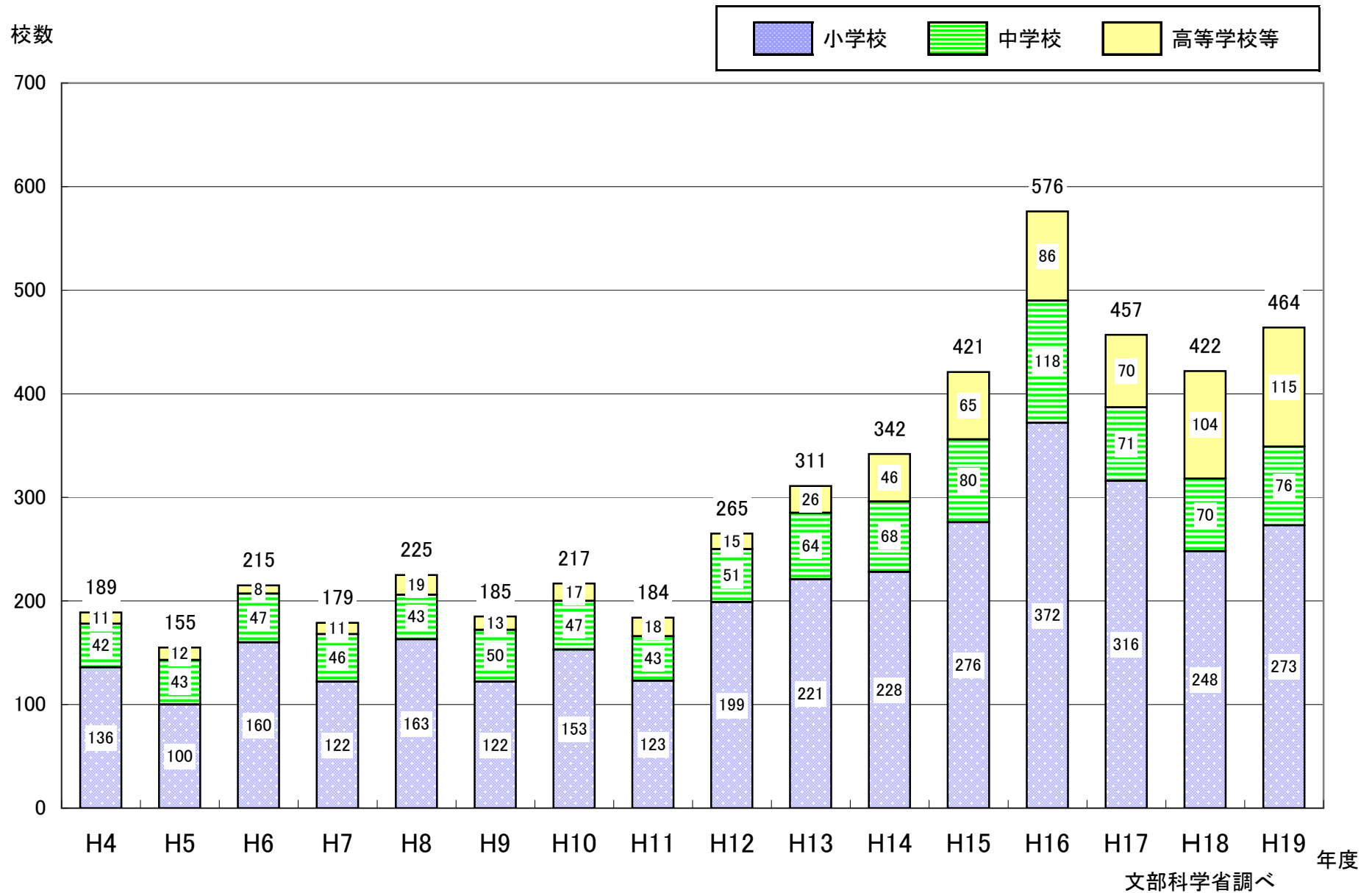


※グラフ中の()内の数字は、全体の学校数に占める割合

「学校基本調査」

公立学校の年度別廃校発生数

(平成20年5月1日現在)



<中央教育審議会における検討状況>

- 初等中等教育分科会に「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」を設置し、学校の適正配置等について検討中。

※小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

- ・ 主査 小川 正人（放送大学教授）
- ・ 学識経験者、首長、教育長、小・中・高等学校関係者、PTA関係者等18名で構成

- 作業部会での審議状況

- ・ 平成20年7月2日の第1回から現在までに計6回審議。
- ・ 自治体・有識者等に対するヒアリング等を実施。

※ヒアリングを実施した自治体

- ・ 広島県神石高原町
- ・ 三重県伊賀市
- ・ 東京都北区
- ・ 神奈川県横浜市

- 今後の予定

- ・ 年内に作業部会として論点整理を行い、平成21年の夏目途に提言予定。